

第3章 施設グループごとの適正配置及び管理運営に関する基本的な方針

考え方

- 本章においては、本市に係る公共施設を機能別のグループに分類し、施設の概要・役割・現状・将来的なニーズを整理し、今後の取り組みについて基本的な方向性を示しています。
- 施設グループには、施設数とは別に管理対象とする建築物の一覧を記載しています。管理対象とする建築物とは、今後、施設カルテ等によって継続的に状態の把握と情報の管理を行うことを検討する建築物のことをいい、一定以上の規模（延床面積50㎡以上）があるものを対象としています。
- 基本方針に掲げる3原則（①原則として新たな公共施設は整備しない、②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする、③施設の総数及び総床面積を縮減する）は、全施設グループの共通項目とします。
- 本章に記載のない施設及び事項については、本計画第2章のとおり扱うこととします。

1 上水道施設等

1 施設の概要

上水道施設等には、水道事業等に資する水道事業施設及び簡易水道施設と、専用水道施設が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
水道事業施設	22	14	8	20	19	-	-	-	21	104
簡易水道施設	-	-	-	-	-	7	-	12	-	19
専用水道施設	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
合計	22	14	8	20	19	7	1	13	21	125

2 施設の役割

- (1) 水道事業等に資する施設とは、東広島市水道事業等の設置等に関する条例に基づき、地方公営企業法の定めるところにより、水道事業及び簡易水道事業の実施に資することを目的とする施設です。
- (2) 専用水道施設とは、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に基づき、生活用水を供給するため、設置された専用水道及び飲料水供給施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 水道事業等に資する施設は、東広島市水道事業等の設置等に関する条例に定められる給水区域をサービス圏域としています。

イ 専用水道施設は、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に定められる給水区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

上水道施設等は、各事業の給水区域内に、表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

上水道施設等には、管理対象とする建築物が10棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された吾妻子浄水場については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、全棟が鉄筋コンクリート造ですが、1棟が建築後40年以上経過し、2棟が30年以上経過しており、これらについては、老朽化対策の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

水需要の伸びは鈍化傾向にありますが、公営水道事業として、水道未普及地域を解消し、安全で良質な水を安定供給する必要があるため、上水道施設等は、市民生活に欠くことのできない施設として、今後も高い市民ニーズが見込まれます。

(5) 特記事項

水道事業等に資する施設については、総合的かつ効率的な整備・更新を進めるため、平成23年に「東広島市水道事業施設更新計画」を作成しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 水道事業等に資する施設は、市民の生活に不可欠な施設として継続保有を図り、必要な施設には計画的な更新を進めつつ、将来的な水需要を踏まえ集約可能な施設の統合を検討します。

イ 専用水道施設については、利用実態を踏まえつつ、計画的な施設の維持管理を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

経営にとって最適の状態となるよう健全化を図りながら、各施設の効率的な管理運営に取り組みます。また、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
水道事業施設	西条中央ポンプ所	西条中央ポンプ所	499 m ²	RC	2000年	西条町御園宇214番地7、8
	二神山ポンプ所	二神山ポンプ所	451 m ²	RC	1983年	西条町下見449-4
	吾妻子浄水場	吾妻子浄水場	189 m ²	RC	1975年	西条町田口1130番地3他
	津江送水ポンプ場	津江送水ポンプ場	52 m ²	RC	1986年	黒瀬町津江1081番地18
	八本松ポンプ所	八本松ポンプ所	158 m ²	RC	1990年	八本松町原10128番地174
	杵原ポンプ所	杵原ポンプ所	68 m ²	RC	1998年	高屋町杵原247番地3、248番地2
	高屋ポンプ所	高屋ポンプ所	352 m ²	RC	1989年	高屋町中島1122番地13
	溝口ポンプ所	溝口ポンプ所	104 m ²	RC	1995年	高屋町溝口1068番地1
	志和ポンプ所	志和ポンプ所	90 m ²	RC	2001年	志和町七条梳坂2072番地3
	三津浄水場	三津浄水場	118 m ²	RC	1983年	安芸津町三津1385番地1

施設プロット図（上水道施設等）



2 下水道施設等

1 施設の概要

下水道施設等には、公共下水道施設、産業団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
公共下水道施設	3	1	-	1	1	1	1	-	2	10
産業団地汚水処理施設	-	1	1	1	1	-	-	-	-	4
農業集落排水処理施設	-	-	1	-	2	-	-	1	-	4
合計	3	2	2	2	4	1	1	1	2	18

2 施設の役割

- (1) 公共下水道施設は、主に市街地における生活や工場などの事業活動から生じるし尿及び雑排水を汚水処理場や汚水排水管等により衛生的に処理し、公共用水域の水質保全を図ること、並びに雨水を雨水排水管等により適切に排除することを目的とする施設です。
- (2) 産業団地汚水処理施設とは、産業団地内の事業所から生じるし尿及び生活雑排水を汚水処理場及び汚水排水管により衛生的に処理すること、並びに各事業所内で適切に処理された事業所排水を専用排水管等により公共用水域へ排除することを目的とする施設です。
- (3) 農業集落排水処理施設は、農業振興地域内の農業集落におけるし尿及び生活雑排水を排除するための排水管等の排水施設及び最終的に処理するために設けられる処理施設により、し尿及び生活雑排水を排除及び処理することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 公共下水道施設は、東広島市公共下水道の処理区域をサービス圏域としています。
- イ 産業団地汚水処理施設は、東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。
- ウ 農業集落排水処理施設は、東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

下水道施設等は、表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

下水道施設等には、管理対象とする建築物が41棟あり、全て新耐震基準施行以降に建築されていますが、公共下水道施設にかかる耐震基準は、平成9年度に国の「下水道施設の耐震対策指針と解説」が見直されています。

これ以前に設計・施工した施設については、大きな強度を有する地震動に対して、所期の機能を保持するものの、生じる被害が軽微であるかまたは不明であるため、公共下水道施設として耐震診断の必要があり、診断結果によっては耐震対策が必要となります。

このため、平成19年度に東広島浄化センターの一部施設を対象とした耐震診断を行っており、平成26年度からは、耐震診断の必要な全施設を対象として、計画的な耐震診断に着手しています。

また、建築後30年を経過した建築物も7棟あり、今後は老朽化も課題となってくるため、平成26年度から長寿命化計画の策定に着手し、順次、計画的な対策を実施することとしています。

(4) 今後のニーズ

現在、管渠の整備を進めているため、新規に下水道接続する人口（水洗化人口）が増加しています。このことから、今後も汚水処理施設のニーズは増加していくものと予想しています。加えて、産業団地の新規開発や人口が増加傾向の地域では、さらに汚水量や下水道使用者が増加することが見込まれ、ニーズはますます増加するものと予想されます。

一方で、既に管渠の整備が完了し、新たな下水道接続の見込みが低い地域や人口が減少している地域では、汚水処理施設のニーズは、現状維持または減少していくものと考えられます。

(5) 特記事項

「汚水適正処理構想」を策定し、適宜見直しを図りつつ施設の長寿命化に取り組んでいます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 汚水適正処理構想に基づき、施設の適正配置を推進します。

イ 現有施設については、将来的な処理水量見込みや老朽化を勘案し、適切な時期に施設の増設や長寿命化対策（施設更新）を行います。

ウ 処理場施設等の耐用年数や費用対効果を勘案し、集約可能な施設の統廃合を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

- ア 企業会計制度を導入し、経営の健全化を図りながら、各施設の効率的な管理運営に取り組みます。
- イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを削減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地	
公共下水道施設	東広島浄化センター	東広島浄化センター管理棟	1,892 m ²	RC	1985年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センターポンプ棟	1,428 m ²	RC	1984年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター送風機棟	1,477 m ²	RC	1985年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(プロアー室)	164 m ²	RC	1996年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(自家発電室)	133 m ²	RC	2002年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター送風機棟増設(プロアー室)	197 m ²	RC	2005年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター汚泥処理棟	2,606 m ²	RC	1985年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター汚泥処理棟増設	915 m ²	RC	2005年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センタースカム棟	223 m ²	RC	1985年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター雑用水棟	106 m ²	RC	1984年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター機材置場棟	96 m ²	S	2002年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(1系上屋)	749 m ²	RC	1985年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(2系上屋)	677 m ²	RC	1990年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(3系上屋)	848 m ²	RC	1996年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(4系上屋)	858 m ²	RC	2002年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(5・6系上屋)	1,249 m ²	RC	2004年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(7・8系上屋)	1,387 m ²	RC	2006年	西条町田口100番地1	
		東広島浄化センター水処理棟(9・10系上屋)	1,713 m ²	RC	2008年	西条町田口100番地1	
		黒瀬水質管理センター	黒瀬水質管理センター管理棟	619 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広200
			黒瀬水質管理センターポンプ棟	264 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広200
	黒瀬水質管理センター汚泥処理棟		773 m ²	RC	1999年	黒瀬町兼広200	
	黒瀬水質管理センター最終沈殿池汚泥ポンプ室		160 m ²	RC	1997年	黒瀬町兼広200	
	黒瀬水質管理センター汚泥濃縮槽汚泥ポンプ室		120 m ²	RC	1998年	黒瀬町兼広200	
	福富浄化センター	福富浄化センター管理汚泥棟	649 m ²	RC	1998年	福富町久芳90番地4	
	豊栄浄化センター	豊栄浄化センター管理棟	105 m ²	RC	2000年	豊栄町安宿4437番地1	
		豊栄浄化センター汚泥ポンプ室	98 m ²	RC	2000年	豊栄町安宿4437番地1	
		豊栄浄化センター汚泥処理棟	220 m ²	S	2000年	豊栄町安宿4437番地1	

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	安芸津浄化センター	安芸津浄化センター管理棟	416 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 3245 番地 44
		安芸津浄化センター汚泥ポンプ室	100 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 3245 番地 44
		安芸津浄化センター汚泥処理棟	826 m ²	RC	2007年	安芸津町風早 3245 番地 44
	安芸津風早雨水ポンプ場	安芸津風早雨水ポンプ場ポンプ棟	818 m ²	RC	2002年	安芸津町風早 3245 番地 44
	田口中継ポンプ場	田口中継ポンプ場ポンプ棟	140 m ²	RC	1988年	西条町田口 722-22
	吉川中継ポンプ場	吉川中継ポンプ場ポンプ棟	146 m ²	RC	1986年	八本松町吉川 5657
	高屋中継ポンプ場	高屋中継ポンプ場ポンプ棟	560 m ²	RC	1996年	高屋町杵原 1349-1
産業団地汚水処理施設	志和流通団地汚水処理場	志和流通団地汚水処理場管理棟	136 m ²	RC	1996年	志和流通 1 番地 38
	中核工業団地汚水処理場	中核工業団地汚水処理場管理棟	190 m ²	RC	1988年	高屋台 2 丁目 8 番地 1
	黒瀬地区工業団地汚水処理場	黒瀬地区工業団地汚水処理場管理棟	71 m ²	RC	1995年	黒瀬町小多田 16 番地 26
農業集落排水処理施設	志和堀地区農業集落排水処理施設	志和堀地区農業集落排水処理施設	310 m ²	RC	1998年	志和町志和堀 311 番地 7
	保田地区農業集落排水処理施設	保田地区農業集落排水処理施設	179 m ²	RC	2009年	黒瀬町国近 552 番地 1
	板城地区農業集落排水処理施設	板城地区農業集落排水処理施設	679 m ²	RC	2002年	黒瀬町宗近柳国 4003 番地 1
	大内原地区農業集落排水処理施設	大内原地区農業集落排水処理施設	118 m ²	RC	2001年	河内町入野 1205 番地 1

施設プロット図(下水道施設等)



3 斎場等

1 施設グループの概要

斎場等には、火葬場と墓園が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
火葬場	-	1	-	-	1	-	1	1	1	5
墓園	-	1	-	-	-	1	-	4	-	6
合計	-	2	-	-	1	1	1	5	1	11

2 施設の役割

- (1) 火葬場は、市民に火葬、葬儀等を行うための便宜を供与し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。
- (2) 墓園は、市民に墳墓を設置する場所等を提供することにより、市民の福祉及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 火葬場については、ひがしひろしま聖苑は概ね旧東広島市の範囲をサービス圏域とし、その他は概ね町単位をサービス圏域としています。
- イ 墓園については、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

- ア 火葬場については、市民の利便性を考慮し、ひがしひろしま聖苑を八本松町に設置し、その他を黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町に設置しています。
- イ 墓園については、ひがしひろしま墓園を八本松町に設置し、この他、福富町と河内町に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

斎場等には、管理対象とする建築物が5棟あります。

このうち、黒瀬斎場が新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されていますが、平成24年度に実施した耐震診断により、耐震性があることを確認しています。

建築構造としては、全て鉄筋コンクリート造で、1棟が建築後40年以上経過し、2棟が30年以上経過しているため、これらについては老朽化対策の必要性について検討します。

(4) 今後のニーズ

本市における年齢別の人口構造からすると、火葬件数は今後も増加すると考えられ、本市におけるピークは平成47年頃と見込んでいます。このため、火葬場及び墓園については市民ニーズが今後も増加すると考えられます。

(5) 特記事項

火葬場については、建替えが困難な施設であることから、火葬炉の耐久見込み年数を75年間とするよう延命化を図ることを検討しています。

火葬場を効率的に管理運営するため、平成27年度に指定管理者の導入を検討し、その後早期に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

施設及び設備の老朽化、人口の推移、火葬件数のピーク等を踏まえ、当面は既存施設の計画的な有効活用を図ることとしますが、将来的には施設の一元化によって施設数を削減することを検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の老朽化を抑制し、可能な限り施設と設備の長寿命化を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
火葬場	ひがしひろしま聖苑	ひがしひろしま聖苑	3,139 m ²	RC	1992年	八本松町宗吉 56 番地
	黒瀬斎場	黒瀬斎場	617 m ²	RC	1976年	黒瀬町津江 575 番地 3
	豊浄苑	豊浄苑	643 m ²	RC	2001年	豊栄町清武 2665 番地
	河内斎場	河内斎場	410 m ²	RC	1987年	河内町小田 1512 番地
	安芸津斎場	安芸津斎場	499 m ²	RC	1985年	安芸津町風早 29 番地 11

施設プロット図(斎場等)



4 処理場

1 施設の概要

処理場は、広島中央環境衛生組合（東広島市、竹原市及び大崎上島町によって構成される一般廃棄物の共同処理事業を実施する特別地方公共団体。以下「組合」とします。）が所有しており、本市の市民生活に関する施設として、賀茂環境衛生センター、賀茂環境センター、安芸津クリーンセンター、竹原安芸津環境センター、竹原安芸津最終処分場があります。

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	竹原市	合計
処理場	1	-	-	-	1	-	-	-	2	1	5

2 施設の役割

処理場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や浄化槽法等に基づき、家庭などから排出される固形状一般廃棄物及びし尿などの液状一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、組合の管区における固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物を適正に処理することを目的としていることから、市域を越えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

組合の管区における固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物を効率的に処理するため、表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

処理場には13棟の建築物があり、全ての建築物が新耐震基準施行年の昭和56年以降に建設されています。建築構造としては、鉄筋コンクリート造が5棟、鉄骨造が8棟ありますが、法定耐用年数を超過した建築物はありません。

なお、これらの建築物については、本計画の管理対象外としています。

(4) 今後のニーズ

良好な生活環境を保ち公衆衛生を向上するために必要な施設として、高い市民ニーズがあり、今後もニーズが増加していくと考えられます。

(5) 特記事項

『一般廃棄物処理施設整備基本計画』に基づき、新たに広域的な共同処理施設を建設し、既存のごみ焼却施設とし尿処理施設を統廃合するとともに、廃棄物の最終処分が不要な処理システムを確立することによって、最終処分場を廃止することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

既存施設の有効活用を図りつつ『一般廃棄物処理施設整備基本計画』に基づき、新施設の整備と統廃合を進めていきます。

(2) 管理及び運営の方向性

ごみ焼却施設及びし尿処理施設については、機能を維持するために必要な修繕にとどめ、継続使用する資源処理施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ることとします。

【表2】建築物一覧

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
処理場	賀茂環境衛生センター	賀茂環境衛生センター(ごみ焼却施設) 1.2号炉、(し尿処理施設)	6,920 m ²	RC	1985年	西条町上三永 766 番地 1
		賀茂環境衛生センター(ごみ焼却施設) 3号炉	4,280 m ²	RC	2001年	
		賀茂環境衛生センター管理棟	343 m ²	S	2001年	
	賀茂環境センター	賀茂環境センター粗大ごみ処理施設	3,523 m ²	S	1990年	黒瀬町国近 427 番地 24
		賀茂環境センターペットボトル等処理施設	2,395 m ²	S	2006年	
		賀茂環境センター浸出水処理施設	590 m ²	S	1990年	
		賀茂環境センター車庫	135 m ²	S	2006年	
	安芸津クリーンセンター	安芸津クリーンセンター	812 m ²	RC	1990年	安芸津町木谷 5676 番地
	竹原安芸津環境センター	竹原安芸津環境センターごみ焼却施設	2,389 m ²	RC	1991年	竹原市吉名町 2654 番地
		竹原安芸津環境センター管理棟	253 m ²	RC	1991年	
	竹原安芸津最終処分場	竹原安芸津最終処分場浸出水処理施設	272 m ²	S	1994年	安芸津町木谷 1620 番地 1
		竹原安芸津最終処分場管理棟	67 m ²	S	1994年	
		竹原安芸津最終処分場ストックヤード	420 m ²	S	1995年	

5 駐車場

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
駐車場	4	1	-	-	-	-	-	1	2	8
自転車駐車場	6	4	-	7	2	-	-	1	2	22
合計	10	5	-	7	2	-	-	2	4	30

2 施設の役割

駐車場とは、駐車場法等に基づき、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するとともに、利用する者の利便を図るため、自動車や自転車等の駐車を目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

駐車場は、市内全域をサービス圏域とし、自転車駐車場は、町単位をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

駐車場は、駅等の交通結節点及び西条町の中心市街地に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

駐車場には、管理対象とする建築物が2棟あり、新耐震基準施行の昭和56年以降に建設されています。

建築構造としては、全施設が鉄骨造です。建築後30年を超える建築物はありませんが、残耐用年数が少ない建築物については、大規模改修又は建替えの必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

中心市街地の整備等によって都市機能が集中化するため、今後も市民ニーズが増加していくと思われます。

(5) 特記事項

効果的かつ効率的に管理運営するため、指定管理者制度を導入しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

中心市街地や交通結節点等に必要な施設ですが、新たな施設が必要な場合は、費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

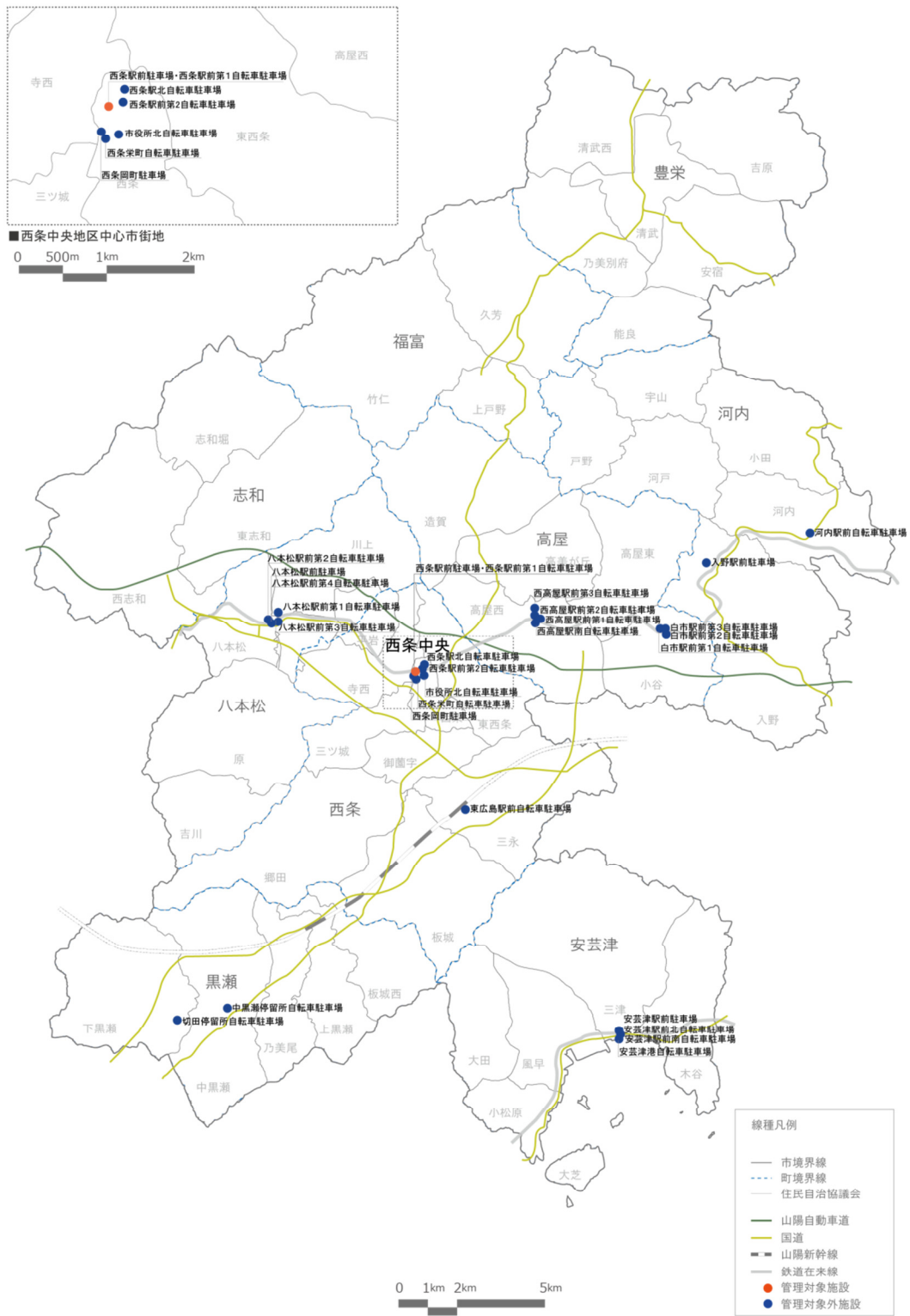
ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 指定管理者制度や民間委託等の運営形態の検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
自転車駐車場	西条駅前第1自転車駐車場・西条駅前駐車場	西条駅前第1自転車駐車場	2,648 m ²	S	1987年	西条本町414番地44
		西条駅前駐車場	774 m ²	S	2002年	西条本町414番地44

施設プロット図(駐車場)



6 幼稚園

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
幼稚園	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2

2 施設の役割

幼稚園は、学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

幼稚園には、市内全域から幼児が通園しており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

幼稚園には、管理対象とする建築物が3棟あり、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設されていることから、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が1棟、鉄骨造が2棟あり、1棟が建築後40年以上経過し、2棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

幼児数は増加傾向にあり、各施設とも定員数を充足し続けていることから、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

(5) 特記事項

ア 認定こども園への移行を検討しています。

イ 八本松幼稚園は、駅前区画整理に伴い建替えを検討しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

認定こども園への移行を視野に、施設の老朽化の程度や民間施設の動向も踏まえて施設数の削減を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

機能を維持するために必要な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ることとしますが、大規模改修については、移転事業等の進捗を踏まえて検討します。

認定こども園への移行に伴い、民営化等の検討も踏まえ、効果的・効率的な運営を図ります。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
幼稚園	御園宇幼稚園	管理・保育室棟	730 m ²	RC	1979年	鏡山3丁目6番27号
	八本松中央幼稚園	管理・保育室棟	672 m ²	S	1973年	八本松町原10127番地1
		八本松中央幼稚園保育室棟	199 m ²	S	1976年	八本松町原10127番地1

施設プロット図（幼稚園）



7 小学校

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
小学校	9	4	3	5	5	2	1	3	3	35

2 施設の役割

小学校は、学校教育法の定めるところにより、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

小学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に定める小学校区とします。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に基づき、表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

小学校には、管理対象とする建築物が174棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された71棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が149棟、コンクリートブロック造が3棟、鉄骨造が19棟、軽量鉄骨造が1棟、木造が2棟あり、22棟が建築後40年以上経過し、74棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

小学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、児童数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、児童数の減少に伴い、過少規模に陥る可能性が高まるため、適正規模への統合が求められると考えられます。

(5) 特記事項

寺西小学校区内の児童数増加に対応するため、(仮称)寺西第二小学校の整備を進めています。

文部科学省の補助事業によって、平成27年度まで耐震化工事を優先的に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

将来的な児童数の推計及び通学距離等を踏まえて、統合に係る新たな方針を策定するとともに、教育上の観点から適正配置を推進します。

児童数の減少が見込まれる場合等、状況によっては小中一貫校への移行も検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 大規模改修を実施する際は、統合（適正配置）に係る新たな方針等を踏まえ、費用対効果を検討します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
小学校	寺西小学校	教室棟(校舎)	2,070 m ²	RC	1976年	西条町寺家 6664 番地 1
		管理特別普通教室棟(校舎)	2,304 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校給食室	171 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校校舎 4(校舎)	64 m ²	RC	1983年	西条町寺家 6664 番地 1
		屋内運動場	923 m ²	RC	1992年	西条町寺家 6664 番地 1
		寺西小学校プール附属棟	80 m ²	RC	2005年	西条町寺家 6664 番地 1
		教室棟(校舎)	1,023 m ²	RC	2010年	西条町寺家 6664 番地 1
	平岩小学校	平岩小学校校舎 1(校舎)	4,238 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
		特別管理普通教室棟(給食室)	203 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
		屋内運動場	804 m ²	RC	1980年	西条町寺家 521 番地 9
	御園宇小学校	御園宇小学校校舎 1_2(校舎)	3,087 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
		御園宇小学校給食室	161 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
		屋内運動場	800 m ²	RC	1981年	西条町御園宇 8544 番地 6
	東西条小学校	東西条小学校校舎 1_2(校舎)	4,148 m ²	RC	1977年	西条吉行東 1丁目 2番 1号

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	東西条小学校給食室	180 m ²	RC	1977年	西条吉行東1丁目2番1号
	屋内運動場	968 m ²	RC	1979年	西条吉行東1丁目2番1号
三ツ城小学校	管理・特別教室棟(校舎)	2,893 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	普通教室棟(校舎)	1,250 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	普通教室棟(校舎)	1,250 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	特別教室棟(校舎)	260 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	三ツ城小学校校舎5(校舎)	61 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	屋内運動場	1,215 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番55号
	三ツ城小学校プール専用付属室1	56 m ²	RC	2000年	西条中央7丁目23番55号
西条小学校	教室棟	352 m ²	RC	1974年	西条中央2丁目15番1号
	西条小学校校舎3_給食室	3,772 m ²	RC	1988年	西条中央2丁目15番1号
	特別教室棟(校舎)	180 m ²	RC	1988年	西条中央2丁目15番1号
	多目的スペース棟(校舎)	557 m ²	RC	1989年	西条中央2丁目15番1号
	屋内運動場・クラブハウス	1,252 m ²	RC	1989年	西条中央2丁目15番1号
	西条小学校教室棟(校舎)	1,130 m ²	RC	2012年	西条中央2丁目15番1号
郷田小学校	普通特別教室棟(校舎)	1,179 m ²	RC	1980年	西条町郷田 1133番地
	管理教室棟・特別教室棟(校舎)	1,665 m ²	RC	1984年	西条町郷田 1133番地
	郷田小学校屋内運動場	923 m ²	RC	1988年	西条町郷田 1133番地
板城小学校	板城小学校校舎1_2(校舎)	1,625 m ²	RC	1980年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校校舎3_4_給食室_屋内運動場(校舎)	2,705 m ²	RC	1990年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校校舎5(校舎)	51 m ²	RC	1990年	西条町森近甲 234番地1
	板城小学校プール付属室	75 m ²	RC	1997年	西条町森近甲 234番地1
三永小学校	三永小学校校舎2(校舎)	1,791 m ²	RC	1986年	西条町下三永 930番地
	三永小学校給食室	89 m ²	RC	1986年	西条町下三永 930番地
	屋内運動場	1,033 m ²	RC	1984年	西条町下三永 930番地
	管理普通教室棟(校舎)	1,806 m ²	RC	2010年	西条町下三永 930番地
川上小学校	普通教室棟・特別教室棟(校舎)	2,852 m ²	RC	1972年	八本松飯田5丁目8番47号
	普通教室棟・プロパン庫(校舎)	1,134 m ²	RC	1977年	八本松飯田5丁目8番47号
	屋内運動場	1,034 m ²	RC	1981年	八本松飯田5丁目8番47号
原小学校	普通教室棟(校舎)	1,319 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	配膳室(校舎)	54 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	管理特別教室棟(校舎)	1,778 m ²	RC	1981年	八本松町原 11407番地5
	屋内運動場	689 m ²	RC	1974年	八本松町原 11407番地5
八本松小学校	八本松小学校校舎1(校舎)	666 m ²	RC	1974年	八本松町原 10128番地137
	八本松小学校校舎2(校舎)	2,660 m ²	RC	1974年	八本松町原 10128番地137

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	普通特別教室棟(校舎)	1,534 m ²	RC	1982年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 4(校舎)	80 m ²	RC	1982年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 6(校舎)	165 m ²	S	2004年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 8(校舎)	165 m ²	S	2004年	八本松町原 10128 番地 137
	屋内運動場	855 m ²	S	1978年	八本松町原 10128 番地 137
	八本松小学校校舎 9(校舎)	165 m ²	S	2008年	八本松町原 10128 番地 137
吉川小学校	屋内運動場	798 m ²	RC	1986年	八本松町吉川 365 番地
	校舎(校舎)	1,765 m ²	RC	1987年	八本松町吉川 365 番地
西志和小学校	西志和小学校校舎 1(校舎)	2,250 m ²	RC	1973年	志和町七条権坂 1670 番地
	西志和小学校給食室	109 m ²	RC	1973年	志和町七条権坂 1670 番地
	屋内運動場	726 m ²	RC	1983年	志和町七条権坂 1670 番地
	特別教室棟(校舎)	480 m ²	RC	1995年	志和町七条権坂 1670 番地
	西志和小学校プール付属室	68 m ²	CB	1971年	志和町七条権坂 1670 番地
東志和小学校	東志和小学校校舎 1_2(校舎)	829 m ²	RC	1962年	志和町志和東 3979 番地
	普通特別教室棟(校舎)	956 m ²	RC	1975年	志和町志和東 3979 番地
	東志和小学校給食室	83 m ²	S	1975年	志和町志和東 3979 番地
	屋内運動場	608 m ²	RC	1980年	志和町志和東 3979 番地
	東志和小学校プール付属室	68 m ²	CB	1971年	志和町志和東 3979 番地
志和堀小学校	志和堀小学校校舎 1(校舎)	1,208 m ²	RC	1970年	志和町志和堀 3054 番地
	志和堀小学校給食室	124 m ²	RC	1970年	志和町志和堀 3054 番地
	屋内運動場	682 m ²	RC	1982年	志和町志和堀 3054 番地
	特別教室棟(校舎)	219 m ²	RC	1983年	志和町志和堀 3054 番地
	志和堀小学校プール付属室	68 m ²	CB	1972年	志和町志和堀 3054 番地
高屋東小学校	高屋東小学校校舎 1(校舎)	2,696 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校校舎 2(校舎)	167 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校給食室	112 m ²	RC	1985年	高屋町白市 589 番地
	屋内運動場	923 m ²	RC	1988年	高屋町白市 589 番地
	高屋東小学校校舎 4(校舎)	246 m ²	LS	1990年	高屋町白市 589 番地
高屋西小学校	高屋西小学校校舎 1_2_3_給食室 _5_身体障害者用便所(校舎)	5,420 m ²	RC	1972年	高屋町中島 582 番地
	高屋西小学校校舎 4(校舎)	180 m ²	S	1977年	高屋町中島 582 番地
	屋内運動場	1,024 m ²	RC	1981年	高屋町中島 582 番地
小谷小学校	小谷小学校校舎 1_給食室 1_2_屋 内運動場(校舎)	2,744 m ²	RC	1988年	高屋町小谷 3543 番地 3
	校舎(校舎)	1,171 m ²	RC	1992年	高屋町小谷 3543 番地 3
	校舎(校舎)	920 m ²	RC	1997年	高屋町小谷 3543 番地 3

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

造賀小学校	管理棟(校舎)	1,459 m ²	RC	1974年	高屋町造賀 2774 番地 1
	教室棟(校舎)	1,226 m ²	RC	1980年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校校舎 3(校舎)	81 m ²	RC	1980年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校給食室	113 m ²	RC	1985年	高屋町造賀 2774 番地 1
	体育館・地域学校連携施設	1,023 m ²	RC	1997年	高屋町造賀 2774 番地 1
	造賀小学校プール専用付属室 1	51 m ²	RC	2002年	高屋町造賀 2774 番地 1
高美が丘小学校	高美が丘小学校校舎 1_給食室(校舎)	1,964 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 2_3(校舎)	3,571 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 4(校舎)	70 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	屋内運動場	1,051 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	高美が丘小学校校舎 5(校舎)	74 m ²	RC	1992年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	普通特別教室棟(校舎)	839 m ²	RC	1997年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
	普通教室棟(校舎)	390 m ²	RC	1997年	高屋高美が丘 4 丁目 1 番 1 号
板城西小学校	板城西小学校校舎 1(校舎)	1,278 m ²	RC	1978年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校給食室	97 m ²	RC	1978年	黒瀬町小多田 257 番地
	屋内運動場	727 m ²	S	1982年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校校舎 3(校舎)	319 m ²	RC	1983年	黒瀬町小多田 257 番地
	板城西小学校プール付属室 1	59 m ²	RC	1992年	黒瀬町小多田 257 番地
上黒瀬小学校	教室棟(校舎)	407 m ²	RC	1980年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	管理棟(校舎)	538 m ²	RC	1980年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	上黒瀬小学校校舎 3(校舎)	753 m ²	RC	1981年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	上黒瀬小学校給食室	106 m ²	RC	1981年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	上黒瀬小学校校舎 4(校舎)	50 m ²	S	1981年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	屋内運動場	698 m ²	S	1985年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	教室・特別教室棟(校舎)	409 m ²	RC	2001年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
	上黒瀬小学校プール付属室	83 m ²	RC	1988年	黒瀬町宗近柳園 271 番地 2
乃美尾小学校	教室・特別教室棟・管理棟(校舎)	1,828 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	乃美尾小学校給食室	108 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	屋内運動場	801 m ²	S	1989年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
	乃美尾小学校プール付属室	83 m ²	RC	1988年	黒瀬町乃美尾 554 番地 1
中黒瀬小学校	特別教室棟(校舎)	286 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 2(校舎)	556 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 3(校舎)	184 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 4(校舎)	191 m ²	RC	1977年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 5(校舎)	382 m ²	RC	1978年	黒瀬町檜原 18 番地 1

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	中黒瀬小学校校舎 6 (校舎)	475 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 7 (校舎)	182 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 8 (校舎)	467 m ²	RC	1978 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 10 (校舎)	64 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 11 (校舎)	64 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	教室棟 (校舎)	255 m ²	RC	1979 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校給食室 1_2_3	174 m ²	RC	1977 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	屋内運動場	940 m ²	S	1987 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	中黒瀬小学校校舎 14 (校舎)	255 m ²	RC	1991 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
	特別教室 (校舎)	893 m ²	RC	1993 年	黒瀬町檜原 18 番地 1
下黒瀬小学校	教室棟 (校舎)	680 m ²	RC	1970 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	管理特別教室棟 (校舎)	622 m ²	RC	1970 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	教室棟 (校舎)	638 m ²	RC	1979 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校校舎 6 (校舎)	70 m ²	RC	1981 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	教室・特別教室棟 (校舎)	1,199 m ²	RC	1982 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	屋内運動場	920 m ²	RC	1994 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校校舎 9 (校舎)	267 m ²	RC	2001 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
	下黒瀬小学校プール付属室	84 m ²	RC	1991 年	黒瀬町津江 1225 番地 3
竹仁小学校	屋内運動場	422 m ²	S	1974 年	福富町下竹仁 1300 番地
	管理・教室棟 (校舎)	2,210 m ²	RC	1986 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 3	51 m ²	RC	1986 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 4 (校舎)	50 m ²	S	2006 年	福富町下竹仁 1300 番地
	竹仁小学校校舎 5 (校舎)	80 m ²	RC	2006 年	福富町下竹仁 1300 番地
久芳小学校	管理教室棟 (校舎)	2,560 m ²	RC	1988 年	福富町久芳 3329 番地 3
	屋内運動場	751 m ²	RC	1997 年	福富町久芳 3329 番地 3
	久芳小学校プール付属棟	75 m ²	RC	2004 年	福富町久芳 3329 番地 3
豊栄小学校	教室棟 (校舎)	916 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	管理教室棟 (校舎)	1,081 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	屋内運動場	680 m ²	S	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	食堂 (校舎)	275 m ²	S	1994 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	教室棟 (校舎)	989 m ²	RC	1995 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
	豊栄小学校プール専用付属室	52 m ²	RC	1982 年	豊栄町鍛冶屋 370 番地
河内小学校	河内小学校校舎 1 (校舎)	50 m ²	S	1966 年	河内町中河内 1013 番地
	教室棟 (校舎)	467 m ²	RC	1974 年	河内町中河内 1013 番地
	屋内運動場	678 m ²	S	1976 年	河内町中河内 1013 番地

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	教室棟(校舎)	233 m ²	RC	1977年	河内町中河内 1013 番地
	管理教室棟(校舎)	1,338 m ²	RC	1984年	河内町中河内 1013 番地
	河内小学校プール付属室	171 m ²	W	1994年	河内町中河内 1013 番地
河内西小学校	管理教室棟(校舎)	2,465 m ²	RC	1993年	河内町河戸 828 番地
	屋内運動場	795 m ²	RC	1993年	河内町河戸 828 番地
	河内西小学校校舎3(校舎)	59 m ²	S	2001年	河内町河戸 828 番地
	河内西小学校プール専用付属室	134 m ²	W	2002年	河内町河戸 828 番地
入野小学校	管理教室棟(校舎)	3,405 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	入野小学校校舎2(校舎)	54 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	屋内運動場	1,219 m ²	RC	2001年	河内町入野 493 番地 61
	入野小学校プール専用付属室	86 m ²	RC	2000年	河内町入野 493 番地 61
木谷小学校	屋内運動場	865 m ²	RC	2003年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校校舎1(校舎)	1,913 m ²	RC	1984年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校給食室	81 m ²	RC	1984年	安芸津町木谷 4122 番地
	木谷小学校校舎2(校舎)	52 m ²	RC	1997年	安芸津町木谷 4122 番地
三津小学校	管理教室棟・教室棟(校舎)	3,447 m ²	RC	1980年	安芸津町三津 4680 番地
	屋内運動場	1,211 m ²	RC	1989年	安芸津町三津 4680 番地
	三津小学校校舎5(校舎)	104 m ²	S	1989年	安芸津町三津 4680 番地
風早小学校	風早小学校校舎1(校舎)	2,959 m ²	RC	1981年	安芸津町風早 789 番地
	風早小学校校舎3(校舎)	534 m ²	RC	1981年	安芸津町風早 789 番地
	屋内運動場	943 m ²	RC	2006年	安芸津町風早 789 番地

施設プロット図（小学校）



8 中学校

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
中学校	4	2	1	2	1	1	1	1	1	14

2 施設の役割

中学校とは、学校教育法の定めるところにより、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

中学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に定める中学校区とします。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に基づき、表1のとおり設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

中学校には、管理対象とする建築物が81棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建物が28棟あり、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が66棟、鉄骨造が15棟あります。このうち、10棟が建築後40年以上経過し、32棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

中学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、生徒数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、生徒数の減少に伴い、規模が過大となる施設については、適正な規模となるよう減築も含めて縮小を検討します。

(5) 特記事項

文部科学省の補助事業によって平成27年度まで耐震化工事を優先的に実施することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 少子化の動向等を踏まえ、将来的に生徒数に対して規模が過大となる施設については、適正な規模となるよう減築も含めて縮小を検討します。

イ 生徒数の減少が見込まれる場合等、状況によっては小中一貫校への移行も検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 大規模改修を実施する際は、将来的な生徒数の推移等を踏まえ、費用対効果を検討します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
中学校	西条中学校	西条中学校校舎1(校舎)	2,855 m ²	RC	1973年	西条町寺家 6466 番地
		管理普通教室棟(校舎)	367 m ²	RC	1978年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎3(校舎)	1,645 m ²	RC	1973年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校部室	75 m ²	S	1981年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校屋内運動場	505 m ²	RC	1987年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎4(校舎)	1,222 m ²	RC	1987年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎5(校舎)	598 m ²	S	2005年	西条町寺家 6466 番地
		西条中学校校舎6(校舎)	60 m ²	S	2005年	西条町寺家 6466 番地
	松賀中学校	教室棟・給食堂(校舎)	4,793 m ²	RC	1985年	西条町御薩宇 860 番地
		松賀中学校校舎2(校舎)	78 m ²	RC	1985年	西条町御薩宇 860 番地
		松賀中学校校舎3(校舎)	60 m ²	RC	1985年	西条町御薩宇 860 番地
		屋内運動場・地域学校連携施設	1,001 m ²	RC	1985年	西条町御薩宇 860 番地
	向陽中学校	給食厨房・中校舎(校舎)	1,827 m ²	RC	1974年	西条町大沢 25 番地 2
		玄関棟(校舎)	321 m ²	RC	1974年	西条町大沢 25 番地 2

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	屋内運動場・クラブハウス・クラブ部室	1,105 m ²	RC	1980年	西条町大沢 25番地 2
	北校舎(校舎)	1,836 m ²	RC	1974年	西条町大沢 25番地 2
	向陽中学校校舎 5(校舎)	93 m ²	S	1999年	西条町大沢 25番地 2
中央中学校	管理教室棟	2,610 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	管理特別普通教室棟	1,301 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	特別教室棟	2,316 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
	屋内運動場・体育倉庫・屋外便所・更衣室	2,103 m ²	RC	2012年	西条町下見 4281番地 1
磯松中学校	管理普通教室棟(校舎)	2,342 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	特別教室棟(校舎)	1,818 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	磯松中学校校舎 3(校舎)	75 m ²	RC	1982年	八本松町正力 5666番地 1
	屋内運動場・地域学校連携施設	1,001 m ²	RC	1983年	八本松町正力 5666番地 1
	磯松中学校部室	60 m ²	RC	1983年	八本松町正力 5666番地 1
八本松中学校	八本松中学校校舎 1_2(校舎)	3,512 m ²	RC	1968年	八本松南 2丁目 2番 1号
	特別教室棟(校舎)	405 m ²	S	1968年	八本松南 2丁目 2番 1号
	八本松中学校クラブハウス	100 m ²	RC	1980年	八本松南 2丁目 2番 1号
	屋内運動場・クラブ部室	1,881 m ²	RC	1970年	八本松南 2丁目 2番 1号
	普通教室棟(校舎)	859 m ²	RC	1980年	八本松南 2丁目 2番 1号
	八本松中学校校舎 6(校舎)	134 m ²	S	2005年	八本松南 2丁目 2番 1号
志和中学校	管理普通教室棟(校舎)	1,892 m ²	RC	1979年	志和町志和西 1432番地
	特別教室棟(校舎)	1,289 m ²	RC	1980年	志和町志和西 1432番地
	志和中学校給食室	128 m ²	RC	1979年	志和町志和西 1432番地
	志和中学校クラブハウス	102 m ²	RC	1982年	志和町志和西 1432番地
	屋内運動場	1,295 m ²	RC	1973年	志和町志和西 1432番地
高屋中学校	高屋中学校校舎 1_2(校舎)	3,152 m ²	RC	1981年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校給食室	200 m ²	RC	1981年	高屋町中島 760番地
	特別教室棟(校舎)	2,180 m ²	RC	1982年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校クラブハウス	100 m ²	RC	1980年	高屋町中島 760番地
	屋内運動場	1,001 m ²	RC	1985年	高屋町中島 760番地
	普通教室棟(校舎)	786 m ²	RC	1986年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 5(校舎)	69 m ²	RC	1986年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 6(校舎)	86 m ²	S	2002年	高屋町中島 760番地
	高屋中学校校舎 7(校舎)	79 m ²	S	2002年	高屋町中島 760番地
高美が丘中学校	高美が丘中学校校舎 1_2_給食室(校舎)	4,102 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号
	屋内運動場	996 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号
	高美が丘中学校校舎 3(校舎)	74 m ²	RC	1991年	高屋高美が丘 1丁目 1番 1号

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

	管理特別普通教室棟(校舎)	230 m ²	RC	2002年	高屋高美が丘1丁目1番1号	
	管理特別普通教室棟(校舎)	451 m ²	RC	2002年	高屋高美が丘1丁目1番1号	
黒瀬中学校	教室棟(校舎)	491 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎2(校舎)	194 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎3(校舎)	130 m ²	RC	1980年	黒瀬町丸山82番地1	
	特別教室棟(校舎)	1,335 m ²	RC	1983年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	444 m ²	RC	1986年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎6(校舎)	65 m ²	RC	1986年	黒瀬町丸山82番地1	
	屋内運動場・屋内運動場(1F 武道場)・屋内運動場(1F 部室)・屋内運動場(地域学校連携施設)	2,411 m ²	RC	1990年	黒瀬町丸山82番地1	
	管理特別教室棟(校舎)	2,078 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	2,075 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	教室棟(校舎)	490 m ²	RC	1998年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校校舎10(校舎)	70 m ²	RC	2001年	黒瀬町丸山82番地1	
	黒瀬中学校配膳室	86 m ²	S	2008年	黒瀬町丸山82番地1	
	福富中学校	福富中学校部室	66 m ²	S	1981年	福富町下竹仁2096番地3
		福富中学校校舎3(校舎)	3,541 m ²	RC	1994年	福富町下竹仁2096番地3
豊栄中学校	豊栄中学校校舎1(校舎)	50 m ²	S	1975年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	屋内運動場	1,234 m ²	RC	1987年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	特別教室棟(校舎)	772 m ²	RC	1997年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校校舎3(校舎)	50 m ²	S	1998年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	管理教室棟(校舎)	2,215 m ²	RC	2004年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校部室	80 m ²	S	2004年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
	豊栄中学校プール専用付属室	92 m ²	RC	1985年	豊栄町鍛冶屋341番地1	
河内中学校	屋内運動場	1,137 m ²	S	2008年	河内町中河内1757番地1	
	校舎棟(校舎)	3,664 m ²	RC	2007年	河内町中河内1757番地1	
	河内中学校校舎2(校舎)	134 m ²	RC	2007年	河内町中河内1757番地1	
安芸津中学校	特別教室棟(校舎)	2,524 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校校舎5(校舎)	112 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校校舎6(校舎)	90 m ²	RC	1979年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校地域連携施設_屋内運動場_部室1_シャワー室_武道場	2,184 m ²	RC	1994年	安芸津町三津5563番地8	
	安芸津中学校部室2	69 m ²	S	1995年	安芸津町三津5563番地8	
	管理教室棟	2,460 m ²	RC	2012年	安芸津町三津5563番地8	

施設プロット図(中学校)



9 給食施設

1 施設の概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
給食センター	2	1	-	-	-	1	1	1	1	7

2 施設の役割

給食施設とは、小学校、中学校の学校給食のため、その調理等の業務を処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき設置された施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

給食センターは、給食を受配する学校のある範囲をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

学校給食は、調理後2時間以内に喫食する必要があるため、調理時間及び各受配校の給食開始時間を勘案し、小学校は40分以内、中学校は50分以内に配送できるように設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

給食センターには、管理対象とする建築物が7棟あり、全て新耐震基準施行以降に建設されています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が5棟、鉄骨造が2棟あります。法定耐用年数を超過した建築物はなく、建築後30年以上経過した建築物が1棟あります。

(4) 今後のニーズ

給食センターは、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供する施設であり、今後も市民ニーズが高いと考えられます。

(5) 特記事項

八本松、豊栄、福富、河内の4施設を統合した(仮称)北部学校給食センターを福富町に建設する計画で準備を進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

配食数の推移や今後の動向を踏まえ、効率的なサービスの提供が可能となるよう、給食センターの統合により施設数を削減するとともに、跡地活用についても検討を進めます。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 直営の施設については、段階的に調理業務の民間委託を進め、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
給食センター	西条学校給食センター	西条学校給食センター	972 m ²	RC	2001年	西条中央7丁目23番41号
	東広島学校給食センター	東広島学校給食センター	4,985 m ²	S	2008年	田口研究団地8番5号
	八本松学校給食センター	八本松学校給食センター	986 m ²	RC	1990年	八本松町原11270番地1
	福富学校給食センター	福富学校給食センター	265 m ²	RC	1983年	福富町下竹仁2294番地1
	豊栄学校給食センター	豊栄学校給食センター	424 m ²	S	1994年	豊栄町鍛冶屋370番地
	河内学校給食センター	河内学校給食センター	627 m ²	RC	1993年	河内町中河内1793番地1
	安芸津学校給食センター	安芸津学校給食センター	626 m ²	RC	2005年	安芸津町風早3183番地1

10 図書館

1 施設グループの概要

【表1】施設内訳

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
図書館	2	-	-	-	1	1	1	1	1	7

2 施設の役割

図書館は、図書館法の規定に基づき、市民の図書その他の資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、学園都市にふさわしい文化の香り高いまちづくりに資することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

図書館は、地域に密着してきめ細かなサービスを提供する地域図書館と、地域図書館を統括し、総合的なサービスを提供する中央図書館に区分されています。

それぞれの目的が異なるため、中央図書館は市全域をサービス圏域とし、地域図書館は概ね町単位をサービス圏域としていますが、図書等の貸出については、資料の相互配送により、全施設が全市域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

中央図書館は、地域図書館を統括する施設として西条町に設置し、地域図書館は、各町の利便性の高い地区にある庁舎又は研修施設等と複合化して設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

図書館において管理対象とする建築物は、中央図書館1棟のみとなります。中央図書館は、新耐震基準施行年以降に建設されており、建築構造としては、鉄筋コンクリート造で、平成24年度から平成25年度にかけて設備と外壁の改修を実施しました。

(4) 今後のニーズ

図書館は、図書等の貸出やレファレンスサービスの提供、行政資料等の収集及び保存を行う施設として一定の市民ニーズがありますが、今後、人口増加地区においては図書サービスの充実に対して増加し、人口減少地区においては、緩やかに減少すると考えられます。

(5) 特記事項

より効率的かつ効果的に図書館を運営するため、最適な管理運営形態について、指定管理者制度の導入を含めて検討を進めており、平成26年度の方針を決定し、平成28年度から新たな管理運営形態での運営を開始することとしています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

今後新たに図書館サービスの提供が必要な場合は、費用対効果を考慮しつつ慎重に検討し、多機能化や複合化など既存施設の有効活用によって対応します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 中央図書館は、必要な整備を行うとともに、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 地域図書館は、今後も複合化を維持しつつ重複機能を整理し、建替えや移転の際には、蔵書の保管場所の確保や利用状況を踏まえた、適正な施設規模の検討を進めることとします。

ウ 各館の運営形態を最適化し、サービスの向上を図るとともに効果的・効率的な施設管理を実施することで、ランニングコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
図書館	中央図書館	中央図書館	4,398 m ²	RC	1993年	西条中央7丁目25番11号

施設プロット図（図書館）



1.1 文化施設

1 施設グループの概要

文化施設には、出土文化財管理センター、歴史民俗資料館等、文化財収蔵庫、文化財施設、美術館及び市民ギャラリーが含まれています。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
出土文化財管理センター		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
歴史民俗資料館等	歴史民俗資料館	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3
	民俗資料展示室	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
文化財収蔵庫		-		2	-	-	-	-	-	-	2
文化財施設		2	-	1	2	-	-	-	-	-	5
美術館		-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
市民ギャラリー		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合計		4	2	3	2	-	-	1	2	1	15

2 施設の役割

- (1) 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財とその関係資料を適切に収蔵保存するとともに、公開その他の方法で活用することによって、市民の文化財等に関する理解の増進に資することを目的とする施設です。
- (2) 歴史民俗資料館等は、民俗資料を収集し、保存を行うとともにこれを公開・活用し、市民の文化財等に関する知識の向上に資することを目的とする施設です。
- (3) 文化財収蔵庫は、国民共有の財産である文化財等を、適切に収蔵・保存することを目的とした施設です。
- (4) 文化財施設は、重要文化財・史跡等を保存するとともに活用を図り、市民の教養及び文化の向上に寄与することを目的とする施設です。
- (5) 美術館は、市民の美術に関する知識及び教養の向上に資するための施設です。
- (6) 市民ギャラリーは、市民の教養の向上及び芸術の振興に資することを目的とした施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、国民共有の財産である文化財や美術品の収蔵・保存及び活用並びに市内外の教養及び文化の向上に資することを目的としており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

- ア 出土文化財管理センターは、河内町に設置しています。
- イ 歴史民俗資料館等及び文化財施設は、地域固有の歴史的な営みを踏まえて設置しています。このうち、安芸津歴史民俗資料館は安芸津文化福祉センターと複合化し、民俗資料展示室は地域センターと複合化しています。
- ウ 文化財収蔵庫は、志和町に設置しています。
- エ 美術館は、八本松町における利便性の高い中心地区に設置しています。
- オ 市民ギャラリーは、フジグラン東広島店内に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

文化施設には、文化財指定を受けている建築物を除き、管理対象とする建築物が9棟あります。このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された建築物が6棟あり、美術館は耐震性を有することを確認しており、他の5棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が2棟、鉄骨造が2棟、木造（一部コンクリート造を含む）が5棟あります。このうち2棟が建築後40年以上経過しており、4棟が30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

また、竣工年が不明の1棟については、耐震化及び老朽化の状況が把握できていません。

(4) 今後のニーズ

- ア 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財の保護を担う拠点として必要な施設であり、市民の文化財への関心や教養の向上に対する志向の高まりとともに、市民ニーズが増加すると考えられます。
- イ 歴史民俗資料館等は、民俗資料を保管活用する施設ですが、来館者は横ばい傾向にあり、市民ニーズが急激に増減することは無いと考えられます。
- ウ 文化財収蔵庫については、国民共有の財産を収蔵・保存するために必要な施設ですが、発掘調査や県等からの譲与及び移管によって文化財が増加し続けており、狭隘化に対応する必要があります。
- エ 文化財施設は、国民共有の財産を保護し活用する施設であり、観光資源という側面もあることから、今後も一定の市民ニーズがあると考えられます。
- オ 美術館は、美術品の収蔵と有効活用を図る施設ですが、狭隘化と老朽化が著しいため、適切な環境による美術品の管理・活用と優れた美術品に触れる場を求める市民ニーズが増加すると考えられます。
- カ 市民ギャラリーは、市民活動の成果発表の場であり、利用者が増加傾向にあるこ

とから、市民ニーズは増加すると考えられます。

(5) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

- ア 出土文化財管理センター及び歴史民俗資料館等並びに文化財収蔵庫については、既存の施設の有効活用を図ることとし、収蔵施設の逼迫については、普通財産等の活用によって対応し、長期的には、施設の集約及び一元化を検討します。
- イ 文化財施設については、現在位置において既存施設の有効活用を図ることとします。
- ウ 美術館については、建替えを検討する際は、施設の多機能化や複合化を検討します。
- エ 市民ギャラリーは、芸術文化ホールに移転集約します。

(2) 管理及び運営の方向性

- ア 出土文化財管理センターは、埋蔵文化財の保護を担う拠点として、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。
- イ 文化財施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ります。
- ウ その他の施設は、統廃合を含む施設の再編を視野に、改修は施設機能の維持に必要な範囲にとどめることとします。
- エ 各施設について、指定管理者制度等の施設運営について検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
出土文化財管理センター	出土文化財管理センター	出土文化財管理センター	932 m ²	RC	1996年	河内町中河内 651 番地 7
歴史民俗資料館等	三永歴史民俗資料館	三永歴史民俗資料館	90 m ²	W	1976年	西条町下三永 930 番地
	八本松歴史民俗資料館	八本松歴史民俗資料館	98 m ²	RC	1974年	八本松南 2 丁目 1 番 2 号
文化財施設	安芸国分寺歴史公園	休憩舎	53 m ²	W	2014年	西条町吉行 2064 番地
	旧木原家住宅	旧木原家住宅 (附属施設)	134 m ²	W(一部 コンクリート 造)	不明	高屋町白市 1046 番地 1
文化財収蔵庫	冠文化財収蔵庫	冠文化財収蔵庫	51 m ²	W	1973年	志和町冠 137 番地 1、136 番地 1
	免山文化財収蔵庫	免山第 1 文化財収蔵庫	109 m ²	S	1977年	志和町志和堀 4451 番地 3
		免山第 2 文化財収蔵庫	100 m ²	W	1976年	志和町志和堀 4451 番地 2
美術館	東広島市立美術館	東広島市立美術館	641 m ²	S	1978年	八本松南 2 丁目 1 番 3 号

施設プロット図(文化施設)



1 2 スポーツ施設

1 施設の概要

スポーツ施設には、東広島運動公園、市民体育施設（体育館、プール等）、スポーツ広場、パークゴルフ場、海洋センター、組合（広島中央環境衛生組合）が所有する賀茂環境衛生センター多目的広場が含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
東広島運動公園		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
市民体育施設	市民体育館	-	-	-	-	-	1	1	2	-	4
	プール	-	1	-	-	1	-	4	1	-	7
	グラウンド	-	1	-	-	1	1	2	3	1	9
	テニスコート	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	屋内球戯場	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
コミュニティスポーツ広場	2	1	2	4	-	1	1	1	-	12	
パークゴルフ場	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	
グリーンスポーツセンター	1									1	
海洋センター	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	
賀茂環境衛生センター多目的広場	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
合計		5	3	2	4	3	4	10	8	2	41

2 施設の役割

- (1) 東広島運動公園は、市民全体に総合的なスポーツ活動の場を提供する施設です。
- (2) 市民体育施設には、市民体育館、プール、グラウンド等があり、市民体育の普及及び振興を図り、市民の日常生活における体育、スポーツ活動に対する関心を高め、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする施設です。
- (3) コミュニティスポーツ広場は、市民にコミュニティスポーツを楽しむ場を提供し、健康的かつ積極的な地域ぐるみの体力づくりを通じた、コミュニティの増進に資することを目的とする施設です。
- (4) グリーンスポーツセンターは、恵まれた自然環境に親しむことにより、市民の体力づくり及び野外活動の振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする施設です。
- (5) 海洋センターは、体育等の振興により、市民の健康増進及び青少年の健全育成を図るとともに、地域住民等の交流、交歓等を行い、活発なコミュニティ活動を促進することを目的とする施設です。

- (6) 賀茂環境衛生センター多目的広場は、組合の施策に基づき設置された施設で、各種スポーツ活動を中心に楽しむ場を提供し、住民の健康増進を図るとともに、地域振興及び活性化に資する施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

- ア 東広島運動公園は、スポーツ施設の基幹施設であり、市域を超えた広域をサービス圏域としています。
- イ 黒瀬屋内プール(市民体育施設)は、施設規模が大きく、市外からの利用者も多いため市域を超えた広域をサービス圏域としています。
- ウ 賀茂環境衛生センター多目的広場は、主として地域住民を中心に広く住民にサービスを提供する施設であり、市域を越えて利用されています。
- エ コミュニティ広場、黒瀬市民グラウンド(市民体育施設)、豊栄町及び河内町における市民体育館以外の市民体育施設については、概ね住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。
- オ この他のスポーツ施設は、概ね町単位をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況(施設プロット図)

- ア 東広島運動公園は、基幹スポーツ施設として西条町に設置しています。
- イ この他のスポーツ施設は、それぞれのサービス圏域を考慮して、表1のとおり設置しています。

(3) 建築物の耐震化及び老朽化の状況(表2)

スポーツ施設には、本市が管理対象とする建築物が25棟あり、組合が所有する建築物が1棟あります。

このうち、新耐震基準施行年の昭和56年以前に建設された7棟については、利用実態等を踏まえながら耐震診断や耐震改修の必要性を検討します。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が13棟、コンクリートブロック造が4棟、鉄骨造6棟、木造が3棟あります。このうち3棟が建築後40年以上経過しており、8棟が建築後30年以上経過しています。法定耐用年数を超過した建築物もあることから、これらについては、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

- ア 東広島運動公園は、本市におけるスポーツ基幹施設であり、中央に位置する公園であり、全市域・広域都市圏からの利用者も多く、今後も、市民ニーズが増加していくと考えられます。

イ 賀茂環境衛生センター多目的広場は、多様なスポーツ活動に利用されており、他の施設では活動できない種目にも対応していることから利用者が増加し続けており、今後もニーズが増加していくと考えられます。

ウ この他のスポーツ施設は、市民の心身の健全な発達に資する施設ですが、機能が重複する施設や人口に対して規模が過大となっている施設については、市有の必要性が減少していくと考えられます。また、人口増加地域においては、対応種目多様化や夜間利用に対する市民ニーズが増加し、人口減少地区については、施設の設置に対するニーズが減少し、補填する交通サービスへのニーズが増加すると考えられます。

(5) 特記事項

福富多目的グラウンド及び河内スポーツアリーナの新設に伴い、近隣の類似施設については、機能集約に向け検討していきます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 東広島運動公園については、既存施設の有効活用を図るとともに、施設の拡充が必要な場合は費用対効果を考慮し検討します。

イ 賀茂環境衛生センター多目的広場については、組合の施策に基づき既存施設の有効活用を図ることとします。

ウ この他のスポーツ施設については、新設が必要な場合は、費用対効果を考慮し検討します。また、利用率が低い施設は、劣化度や機能重複の状況を踏まえ、地域間の配置バランスを考慮しつつ廃止も含めて再編を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

ア 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行による老朽化を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

イ 利用率が低い施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を検討します。

ウ 市直営の施設については、指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ります。

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
東広島運動公園	東広島運動公園	東広島運動公園(野球場、陸上競技場、便所等)	4,299㎡	RC	1995年	西条町田口67番地1
		東広島運動公園体育館	10,409㎡	RC	1992年	西条町田口67番地1
市民体育施設	福富市民体育館	福富市民体育館	1,544㎡	RC	1983年	福富町下竹仁2131番地5
	豊栄市民体育館	豊栄市民体育館	1,395㎡	RC	1973年	豊栄町鍛冶屋60
	河戸区民体育館	河戸区民体育館	562㎡	S	1970年	河内町河戸2244番地2
	河内スポーツアリーナ	河内スポーツアリーナ	1530㎡	RC	2014年	河内町入野5043番地1
	八本松市民プール	八本松市民プール管理棟	200㎡	CB	1973年	八本松南2丁目2番3号
	黒瀬屋内プール	黒瀬屋内プール	2,427㎡	S	2002年	黒瀬町檜原18番地4
	清武西区民プール	清武西区民プール管理棟	435㎡	RC	1992年	豊栄町清武3756番地1
	安宿区民プール	安宿区民プール管理棟	555㎡	RC	1998年	豊栄町安宿3876番地1
	乃美区民プール	乃美区民プール管理棟	507㎡	RC	1995年	豊栄町乃美3163番地
	能良区民プール	能良区民プール管理棟	457㎡	RC	1984年	豊栄町能良1574番地1
	小田区民プール	小田区民プール管理棟	652㎡	RC	1998年	河内町小田2182番地
	豊栄屋内球技場	豊栄屋内球技場	1,362㎡	S	1997年	豊栄町鍛冶屋275番地
	豊栄テニスコート	豊栄テニスコートクラブハウス	60㎡	W	1996年	豊栄町乃美2838番地1
	八本松市民グラウンド	八本松市民グラウンド	70㎡	CB	1979年	八本松南2丁目178番地1
	福富運動公園グラウンド	福富運動公園グラウンド管理棟	115㎡	CB	1978年	福富町久芳1421番地2
河内市民グラウンド	河内市民グラウンド管理棟	200㎡	CB	1980年	河内町下河内60番地1	
パークゴルフ場	東広島市福富パークゴルフ場	東広島市福富パークゴルフ場管理棟	72㎡	W	2010年	福富町久芳4286番地1
	東広島市河内パークゴルフ場	東広島市河内パークゴルフ場管理棟	65㎡	W	1995年	河内町小田4132番地1
グリーンスポーツセンター	東広島市グリーンスポーツセンター	東広島市グリーンスポーツセンター管理棟	308㎡	RC	1981年	西条町下三永1015番地、1016番地1、1016番地2
海洋センター	東広島市黒瀬B & G海洋センター	東広島市黒瀬B & G海洋センター艇庫	200㎡	S	1983年	黒瀬町丸山87番地1
		東広島市黒瀬B & G海洋センター体育館	10,410㎡	RC	1983年	黒瀬町檜原18番地4
	安芸津B & G海洋センター	安芸津B & G海洋センター体育館	1,829㎡	RC	1992年	安芸津町風早3092番地1
		安芸津町B & G海洋センタープール	833㎡	S	1992年	安芸津町風早3092番地1
※賀茂環境衛生センター多目的広場	賀茂環境衛生センター多目的広場	賀茂環境衛生センター屋内多目的広場	1,202㎡	S	2006年	西条町上三永766番地

※賀茂環境衛生センター多目的広場は組合が所有しており、本計画の管理対象とする建築物には該当しません。

施設プロット図（スポーツ施設）



1.3 都市公園

1 施設の概要

都市公園には、都市公園、児童遊園、公衆トイレが含まれます。

【表1】施設内訳

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
都市公園	街区公園	95	57	10	70	34	-	-	12	9	287
	近隣公園	4	1	-	3		-	-	-	-	8
	総合公園	1	1	-	-	1	-	-	-	-	3
児童遊園		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
公衆トイレ		2	1	-	2	-	-	-	1	1	7
合計		102	60	10	76	35	-	-	13	10	306

2 施設の役割

- (1) 都市公園には、街区公園、近隣公園、総合公園があり、都市公園法で定められ、都市に緑地とオープンスペースを提供し、都市環境の改善、都市の防災性の向上等、市民の憩いと地域活性化を目的とする施設です。
- (2) 児童遊園は、児童に健全な遊び場を与えることにより、健康と体力の増進を図り、もってその情操を豊かにすることを目的とする施設です。
- (3) 公衆トイレは、環境衛生を向上させるとともに公衆の利便性を図り、生活環境を浄化することを目的とする施設です。

3 現状

(1) 施設のサービス圏域

ア 都市公園のうち、街区公園等は、市民の日常生活圏域において身近に利用される公園として、地域コミュニティの範囲をサービス圏域とします。近隣公園は、市街化区域における住区基幹公園として住民自治協議会の範囲をサービス圏域とします。総合公園は市民全体に総合的なレクリエーションの場を提供する都市基幹公園として市全域をサービス圏域としています。

イ 児童遊園は、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

ウ 公衆トイレは、主に交通結節点に設置されていることから、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 施設の設置状況（施設プロット図）

ア 都市公園は、表1のとおり設置しています。

イ 児童遊園は高屋町に設置しています。

ウ 公衆トイレは、中心市街地とJR駅構内に設置しています。

(3) 管理対象とする建築物の耐震化及び老朽化の状況（表2）

都市公園等には、管理対象とする建築物が5棟ありますが、全て新耐震基準施行年の昭和56年以降に建設されています。

建築構造としては、鉄筋コンクリート造が1棟、木造が4棟あり、建築後30年以上経過した施設はありませんが、法定耐用年数を超過した建築物については、建替えや大規模改修の必要性を検討します。

(4) 今後のニーズ

ア 都市公園については、人口増加地区においては、市民ニーズの多様化や開発団地の増加に伴い、需要が増えますが、人口減少地区においては、利用頻度の低い公園が増加すると考えられます。

イ 児童遊園については、児童厚生施設としての実態が無く利用頻度も低いため、市民ニーズが減少していくと考えられます。

ウ 公衆トイレについては、中心市街地の拠点整備等による都市機能の集中化に伴い、市民ニーズが高まると考えられます。

(5) 特記事項

都市公園については、平成22年度から平成24年度にかけて東広島市公園施設長寿命化計画を策定し、公園の遊具や建築物などの予防保全と計画的な更新に取り組んでいます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

ア 公園内に、管理が必要となる建築物を新設する場合は、費用対効果を考慮し検討します。

イ 児童遊園については、機能のあり方を含めて再編を検討します。

ウ 公衆トイレを新設する場合は、費用対効果を考慮し検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

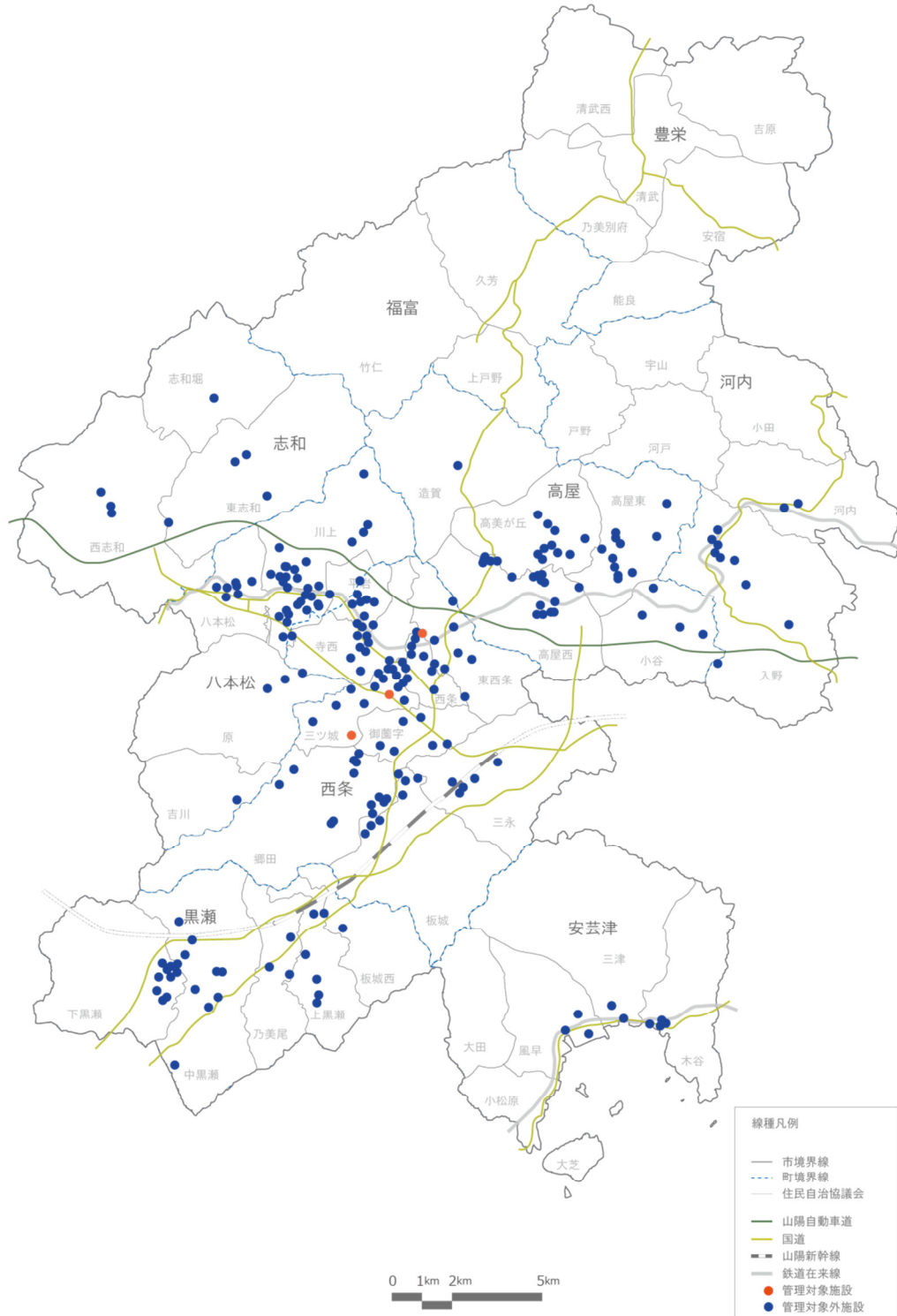
ア 利用率が低い施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を検討します。

イ 予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

【表2】管理対象とする建築物

施設種別	施設名称	建物名称	延べ面積	構造	竣工年	所在地
総合公園	鏡山公園	鏡山公園便所1	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
		鏡山公園便所2	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
		鏡山公園便所3	118 m ²	W	2006年	鏡山2丁目
近隣公園	三ツ城公園	三ツ城公園便所	106 m ²	W	1991年	西条中央7丁目24番地1
	御建公園	御建公園シャワー室	146 m ²	RC	1991年	西条町西条(塔ノ岡、一の坪、御建)

施設プロット図（都市公園 全市域）

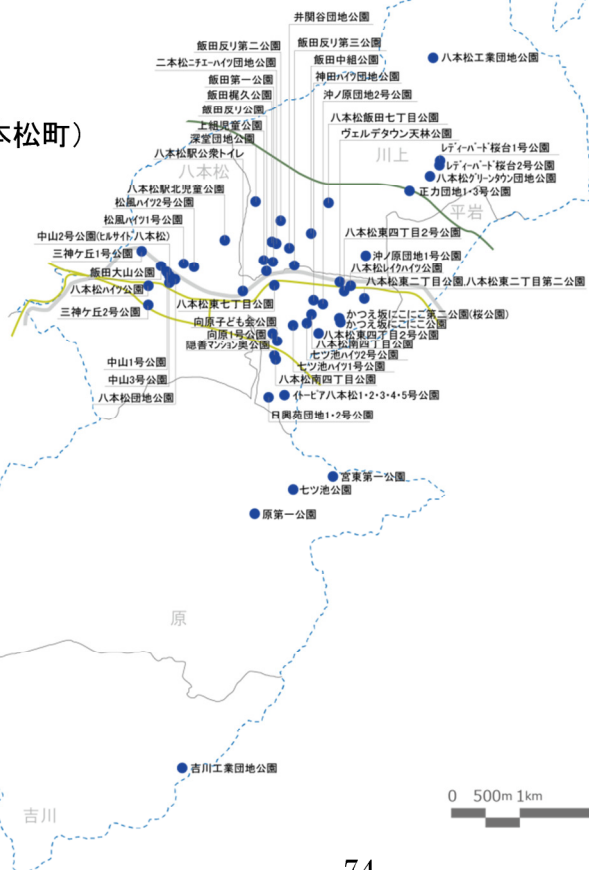


東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

(都市公園 西条町)



(都市公園 八本松町)

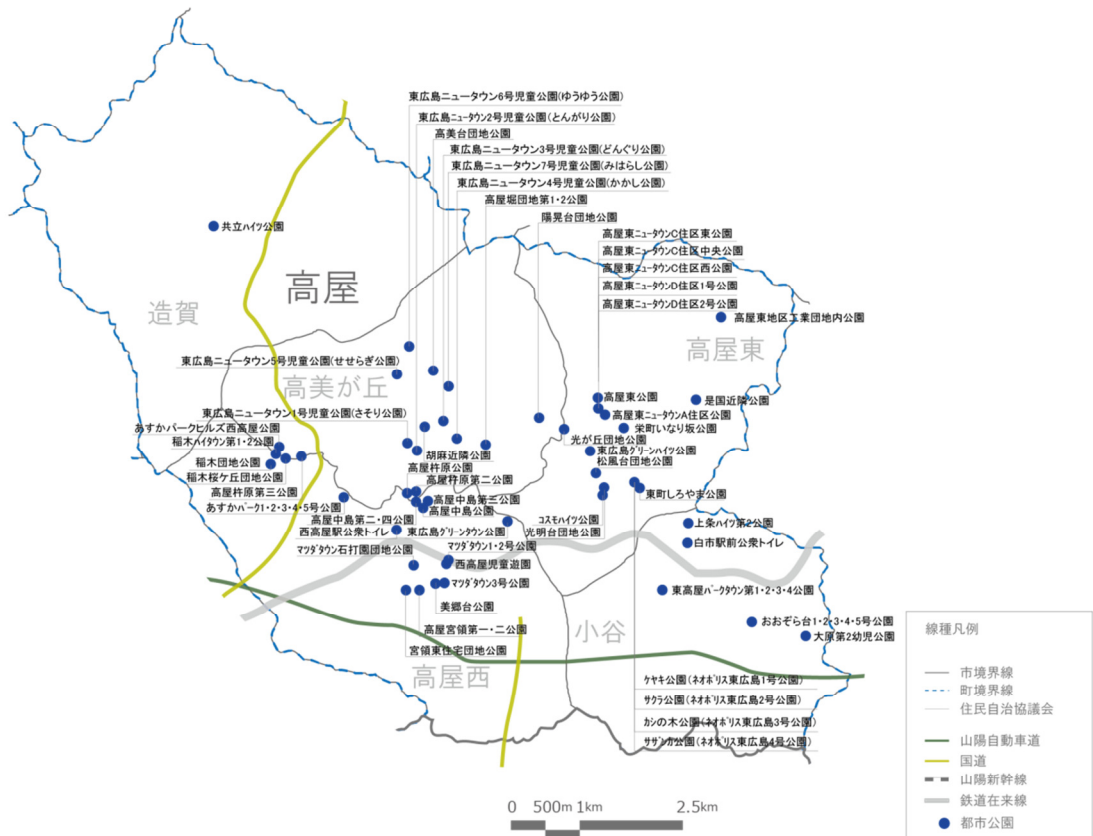


東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

(都市公園 志和町)



(都市公園 高屋町)



東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画

(都市公園 黒瀬町)



(都市公園 河内町)



(都市公園 安芸津町)

